

闇スロ

でフレーすることは

犯罪



です。

闇スロで遊技することは「賭博罪」になります。

「賭博罪」は50万円以下の罰金、

「常習賭博罪」は3年以下の懲役になります。



闇スロ店とは？

風営法に基づく許可を受けていない無許可営業の店舗でかつ設置されているパチスロも許可を受けずに違法改造され賭博として営業しているものです。

闇スロ店の特徴は？

- 改造したパチスロ遊技機を使用している
- 営業許可を受けていないので看板を掲げていない
- 入口から中が見えない ●入口に鍵がかかっている
- マンションの一室で営業している etc

闇スロに関する情報はこちらまで <http://yamisulo.com/>

闇スロ撲滅宣言

検索



日本電動式遊技機工業協同組合 回胴式遊技機商業協同組合 日本遊技機工業組合

【後援】警察庁／公益財団法人 全国防犯協会連合会